

## 災害廃棄物処理量根拠について

## 1. 災害廃棄物発生物推計（大牟田市災害廃棄物処理計画、荒尾市災害廃棄物処理計画より）

## 1) 地震

## 大牟田市地震災害廃棄物処理見込み量

単位：千トン

	柱材・角材	コンクリート がら	可燃物	金属くず	不燃物	土木系
処理方法	資源化	資源化	焼却	資源化	埋立	資源化
基盤地震動一定	13	102	48	8	148	17
水縄断層 (北東下部)	4	34	17	2	52	6
警固断層南東部 (北西下部)	0	1	1	0	1	0
津波を伴う地震	0	0	0	0	1	3

## 荒尾市地震災害廃棄物発生量（見込み）

単位：千トン

	柱角材	コンクリート がら	可燃物	金属くず	不燃物
処理方法	資源化	資源化	焼却	資源化	資源化/埋立
発生量	0.367	3.53	1.22	0.448	1.22

## 2) 風水害

単位：千トン

	大牟田市		荒尾市	計
	堂面川	諏訪川		
災害廃棄物発生量	11	17	2.4	30.4
うち可燃ごみ※	2.2	3.4	0.48	6.1

※可燃ごみの割合 20%（災害廃棄物の組成別の発生量の推計方法（環境省技術資料（技14-2）平成31年4月1日改定））

## 2. 災害廃棄物処理の検討条件

	条件		根拠
災害廃棄物発生量	49,222	t	大牟田市および荒尾市の災害廃棄物処理計画の推計より =48+1.22（地震による災害廃棄物）
処理年限	3	年程度	大牟田市および荒尾市の災害廃棄物処理計画より

## 3. 新ごみ処理施設の計画災害廃棄物処理量の割合

## 3-1 新ごみ処理施設の施設規模が「施策なし」の場合

新ごみ処理施設の災害廃棄物処理量は、両市の災害廃棄物処理計画で推計されている災害廃棄物発生量（可燃ごみ）49,222tのうち4,257t/年を処理するものとし、施設規模に占めるその割合は10%となる。

	処理量・割合算定		計算式
災害廃棄物発生量	16,407	t/年	① 災害廃棄物発生量÷処理年限
近隣の自治体への処理 依頼や業者への委託	12,150	t/年	② 近隣市、他県への処理の依頼や業者への処理委託による量 仮設処理施設を設置する場合：処理能力50t/日×運転日数243日
災害廃棄物以外の計画 ごみ処理量	42,760	t/年	③ 計画年次（令和10年度）における可燃ごみの推計量（「施策なし」の）
計画災害廃棄物処理量	4,257	t/年	④=①-②
災害廃棄物処理量の割合	10.0	%	=④/③×100

3-2 新ごみ処理施設の施設規模が「施策実施」の場合

新ごみ処理施設の災害廃棄物処理量は、両市の災害廃棄物処理計画で推計されている災害廃棄物発生量（可燃ごみ）49,222tのうち3,807t/年を処理するものとし、施設規模に占めるその割合は10%となる。

	処理量・割合算定		計算式
災害廃棄物発生量	16,407	t/年	① 災害廃棄物発生量÷処理年限
近隣の自治体への処理 依頼や業者への委託	12,600	t/年	② 近隣市、他県への処理の依頼や業者への処理委託による量 仮設処理施設を設置する場合：処理能力50t/日×運転日数252日
災害廃棄物以外の計画 ごみ処理量	38,169	t/年	③ 計画年次（令和10年度）における可燃ごみの推計量（「施策実施」の
計画災害廃棄物処理量	3,807	t/年	④=①-②
災害廃棄物処理量の割合	10.0	%	=④/③×100